

6月29日（水）

# 平成 23 年 6 月 29 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

地方自治法第 121 条による出席者

出席議員 (39 名)

- |      |           |                 |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番  | 有 岡 浩 一   | (郷中の会)          |
| 2 番  | 岩 下 斌 彦   | (自民党つくしの会)      |
| 3 番  | 重 松 幸次郎   | (公明党宮崎県議団)      |
| 4 番  | 渡 辺 創     | (新みやざき)         |
| 5 番  | 西 村 賢     | (同)             |
| 6 番  | 黒 木 正 一   | (自由民主党)         |
| 7 番  | 松 村 悟 郎   | (同)             |
| 8 番  | 内 村 仁 子   | (同)             |
| 9 番  | 後 藤 哲 朗   | (同)             |
| 10 番 | 右 松 隆 央   | (同)             |
| 11 番 | 二 見 康 之   | (同)             |
| 12 番 | 清 山 知 憲   | (同)             |
| 13 番 | 外 山 三 博   | (同)             |
| 14 番 | 凶 師 博 規   | (日日新)           |
| 15 番 | 河 野 哲 也   | (公明党宮崎県議団)      |
| 16 番 | 高 橋 透     | (社会民主党宮崎県議団)    |
| 17 番 | 太 田 清 海   | (同)             |
| 18 番 | 田 口 雄 二   | (新みやざき)         |
| 19 番 | 星 原 透     | (自由民主党)         |
| 20 番 | 蓬 原 正 三   | (同)             |
| 21 番 | 井 本 英 雄   | (同)             |
| 22 番 | 丸 山 裕 次郎  | (同)             |
| 23 番 | 押 川 修 一 郎 | (同)             |
| 24 番 | 外 山 衛     | (同)             |
| 25 番 | 宮 原 義 久   | (同)             |
| 26 番 | 山 下 博 三   | (同)             |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安   | (公明党宮崎県議団)      |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二   | (社会民主党宮崎県議団)    |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新みやざき)         |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫   | (同)             |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃   | (自由民主党)         |
| 33 番 | 横 田 照 夫   | (同)             |
| 34 番 | 中 野 一 則   | (同)             |
| 35 番 | 中 野 廣 明   | (同)             |
| 36 番 | 福 田 作 弥   | (同)             |
| 37 番 | 坂 口 博 美   | (同)             |
| 38 番 | 中 村 幸 一   | (同)             |
| 39 番 | 十 屋 幸 平   | (同)             |

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 知 事             | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事           | 牧 元 幸 司   |
| 県 民 政 策 部 長     | 渡 邊 亮 一   |
| 総 務 部 長         | 稲 用 博 美   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 土 持 正 弘   |
| 環 境 森 林 部 長     | 加 藤 裕 彦   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫   |
| 農 政 水 産 部 長     | 岡 村 巖     |
| 県 土 整 備 部 長     | 児 玉 宏 紀   |
| 会 計 管 理 者       | 豊 島 美 敏   |
| 企 業 局 長         | 濱 砂 公 一   |
| 病 院 局 長         | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長         | 日 隈 俊 郎   |
| 教 育 委 員 長       | 近 藤 好 子   |
| 教 育 長           | 近 渡 辺 義 人 |
| 公 安 委 員         | 山 崎 殖 章   |
| 警 察 本 部 長       | 鶴 見 雅 男   |
| 代 表 監 査 委 員     | 宮 本 尊     |
| 人 事 委 員 長       | 黒 木 奉 武   |

事務局職員出席者

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長     | 日 高 勝 弘   |
| 事 務 局 次 長   | 成 合 修     |
| 総 務 課 長     | 山之内 稔     |
| 議 事 課 長     | 武 田 宗 仁   |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳   |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広   |
| 議 事 課 主 査   | 関 谷 幸 二   |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽 一   |

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第21号まで及び報告第1号の各号議案、並びに請願第1号から第5号を一括議題といたします。

ただいまから、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件及び新規請願2件の計13件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、議案第16号、議案第17号、報告第1号及び請願第4号については賛成多数、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、「平成23年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、本県の厳しい財政状況も踏まえながら、政策的事業や新規事業に、口蹄疫・経済復興対策や東日本大震災対策などの事業を加えた、いわゆる肉付け予算として編成されたものであり、補正額は568億8,700万円の増額となっております。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,805億5,000万円で、前年度の当初予算と比

較して32億8,400万円、0.6%の増となっております。また、特別会計は2.2%の増、公営企業会計については0.2%の増となっております。

歳入面をしてみると、まず、自主財源比率については、繰入金が増等により、前年度当初比で1.8ポイント上昇し38.0%となっております。また、依存財源では、地方交付税が前年度当初比4.7%、地方譲与税が16.7%の増となったものの、国庫支出金は、施設整備事業の減等により3.9%の減となっております。さらに、県債が投資的経費の縮減、重点化及び地方交付税の代替財源として措置される臨時財政対策債の減により、前年度当初比16.1%の減となるなど、依存財源全体では2.2%の減となっております。

一方、歳出面をしてみると、国の予算と地方財政計画の伸び率を13年ぶりに両方とも上回る伸び率を確保した積極型の予算となっております。

その結果、当初予算と合わせた財源調整のための基金からの繰り入れは194億円余となっております。この結果、平成23年度末における基金残高は373億円となる見込みであります。

また、県債残高につきましては、1兆580億円で、昨年度末に比べ11億円の減となる見込みであり、臨時財政対策債と口蹄疫対策転貸債等を除いた実質的な県債残高は6,343億円となり、338億円の減となります。

次に、県民政策部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で14億2,300万円余、特別会計で5,000万円の増額補正であります。この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の県民政策部の予算額は120億2,800万円余となります。

このうち、東日本大震災被災者受入応援事業

についてであります。

これは、県内の中山間地域での被災者の受け入れを雇用の面から支援し、被災者の生活再建を図るものであります。

このことについて委員より、「被災された方々は新たな生活拠点を求めて、重大な決意のもと本県に来られるのであるから、しっかりとしたフォローを行ってほしい」との要望がありました。

これに対して当局より、「雇用の面だけでなく、住まいの相談、さらには心のケア等も含め、各部局を初め、市町村や関係団体とも連携して、トータルパッケージで支援してまいりたい」との答弁がありました。

次に、議案第16号「宮崎県総合計画の変更について」であります。

これは、平成23年2月議会で議決されました長期ビジョンや知事の政策提案を踏まえ、本県が直面する課題を克服し、希望ある未来を築いていくため、今後4年間の施策目標を明らかにするとともに、それらを実現するためにどのように行動していくのかを示すアクションプランを策定するものであります。

当局より、このアクションプランの施策目標が示され、優先的に取り組む重点施策について説明がありました。

このことについて委員より、「アクションプランの進行管理はどのように行うのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「重点施策に掲げた具体的な取り組みを着実に推進するため、詳細な数値目標を掲げた工程表を作成し、おこなっている部分については、課題の分析等も行っていく、また、県政全体がどのように進んでいるか、県民に対してわかりやすく説明できるよう

工夫してまいりたい」との答弁がありました。

また、関連して別の委員より、「外部有識者による政策評価に当たっては、公正な評価ができるよう、人選には配慮していただきたい」との要望がありました。

次に、総務部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、17億8,900万円余の増額補正であり、補正後の総務部の予算額は1,373億3,100万円余となります。

このうち、自主防災組織結成促進・活性化事業についてであります。

このことについて委員より、「県民の防災への意識が薄らぐ前に、スピード感を持って取り組むとともに、自主防災組織の育成・強化を地域コミュニティの再生・活性化にもつなげていただきたい」との要望がありました。

次に、議案第17号「宮崎県行財政改革大綱2007」の変更についてであります。

これは、県財政が非常に厳しい状況にある中、県総合計画に掲げる施策を着実に推進していくため、新たな行財政改革の指針となる「みやざき行財政改革プラン」を策定するものであります。

このことについて当局より、「効果的・効率的な行政基盤の確立」「県民目線による行政サービスの提供」「持続可能な財政基盤の確立」という3つの改革の視点が示され、それぞれの視点に基づく改革プログラムについて説明がありました。

このうち、効果的・効率的な行政基盤の確立に関して、複数の委員より、「知事部局等の職員数を平成17年対比で1割程度削減とあるが、削減の根拠が不明確である」との意見や、「適正な業務分担や適正な人材配置の視点も必要で

はないか」との意見がありました。

また、別の委員より、「職員のメンタルヘルス対策として、心のケアや、職場復帰までのフォローをしっかり行ってほしい」との要望がありました。

さらに、持続可能な財政基盤の確立に関して、委員より、「本県財政が極めて厳しい状況は十分理解しているが、当局におかれては、地場産業や県民経済の活性化の点にも配慮しながら行財政改革に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、「地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書」についてであります。これは、当委員会に付託を受けました請願第5号に基づくものであります。

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されておりますが、他方で地域主権改革の議論が進む中、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念されております。もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然ではあります。これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制は余りにも格差があります。加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約する作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在いたします。現在、国からは交付金による支援がありますが、期間が限られており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等継続的経費への活用が困難な状況にあります。

このようなことから、国に対して、地方自治体の消費者行政が充実するよう、継続的かつ実

効的な財政支援を行うこと等、特段の措置を講じられるよう強く要望するものであります。

以上、意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただくよう、お願いいたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、厚生常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員 〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件及び新規請願2件の計4件であります。慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、59億4,900万円余の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は974億7,900万円余となり、前年度当初予算額に対して8.4%の増額となっております。

このうち、宮崎県地域医療支援機構(仮称)設置事業についてであります。

これは、本県が抱える医師不足及び医師の地域偏在を解消するため、宮崎大学、県医師会、

市町村及び県の関係機関が密接に連絡した同機構を設置し、本県の地域医療提供体制の充実を図るものであり、国の採択を受けて、国費2分の1、県費2分の1を財源として実施するものであります。

このことについて、委員より、当機構を設置する趣旨について質疑があり、当局より、「国の機構は、センターを1カ所設置して、そこで医師の派遣や調整などを実施するというものであったが、本県の場合、1カ所で実施するよりも、大学、医師会、県、市町村で協力して一緒に取り組む方法がよいということで、国にも認めていただいた」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、関係機関等との連携、特に病院局との連携を十分に図るとともに、数値目標を掲げ、それを達成するための具体的な手段を検討した上で事業実施することなどにより、医師不足病院への医師の配置と臨床研修マッチング数の増加を実現することを強く要望いたします。

次に、放課後児童健全育成総合対策事業の一つである放課後家庭塾推進モデル事業についてであります。

これは、放課後児童の新たな受け皿として、地域のシニア層が家庭で預かる仕組みを推進することにより、子供の放課後の安全確保及び保護者の仕事と家庭の両立支援を図るとともに、地域のシニア層の社会参加を促進するものであります。

このことについて、委員より、「責任を持って子供を預かる必要があります、事故等の問題をしっかりと考えないといけない」との意見があり、当局より、「損害保険へ加入するなど、十分配慮して対応したい」との答弁がありました。

次に、「人にやさしい福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、バリアフリーの施設づくりのさらなる推進を図るため、所要の改正を行うものであります。

これに対して委員より、「施設に対し、整備基準に適合した際に交付される適合証について、県民にわかりやすく表示するよう指導してほしい」との要望がありました。

次に、病院局における平成23年度臨床研修医確保事業についてであります。

これは平成23年度の新規事業として、県立病院における臨床研修医の確保を図るために、病院合同説明会への参加やバスツアーの実施等、医学生に対するPR活動を強化するとともに、県立病院群としての新たな臨床研修プログラムを平成24年度からスタートさせるものであります。

このことについて、委員より、「学生にとって魅力的な研修プログラムとなるよう、アンケート等で学生の意見を把握する必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「今回のプログラムは副院長や研修医等の意見を聞いた上で作成したものであるが、今後も、説明会での学生の意見等も聞きながら、よりよいものになるよう柔軟に考えていきたい」との答弁がありました。

また、他の委員より、「未来みやざき創造プランの工程表に、県立病院における臨床研修医確保に関する数値目標を盛り込むべきではないか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、研修事業や医師不足に係る実態を十分に踏まえ、明確な目標を設定した上で本事業を実施し、県立病院が、数多くの臨床研修医を確保することを強く要望い

たします。

最後に、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、商工建設常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件及び新規請願1件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。なお、議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で119億7,700万円余の増額補正であります。この結果、補正後の一般会計予算額は、502億7,000万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた商工観光労働部の予算額は、515億600万円余となります。

このうち、商工観光労働部の雇用に係る取り組みについてであります。

このことについて、当局より、「緊急雇用創出事業臨時特例基金及びふるさと雇用再生特別基金を財源として、失業者や地域求職者に対し、一時的な雇用・就業機会の創出や地域の実情に応じた安定的な雇用の創出を図りたい」との説明があり、委員より、「新燃岳の噴火や口

蹄疫の発生、さらに東日本大震災等の災害が発生したことにより、地域経済が深刻な影響を受けている。このことは、雇用に関しても例外ではなく、当該基金事業が平成23年度で終了すると、宮崎県の雇用環境が悪化することは容易に想像できる。そのため、同様の事業が平成24年度以降も引き続き実施できるよう、国に対して新たな基金事業の創設等を働きかけていただきたい」との意見がありました。

これに対して当局より、「この基金事業による雇用創出は大きな効果が上がっているため、平成24年度以降も当該基金事業の継続、または代替事業の創設等についても、国に強く要望していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、災害時により地域経済が冷え込む中、商工業者等への支援や雇用対策の継続は必要であり、その中でも当該基金事業は非常に重要なものであることから、平成24年度以降も引き続き同様の雇用事業が実施されるよう、国に対して強く求めていくことを要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で170億3,900万円余の増額補正となっております。この結果、補正後の一般会計予算額は、781億6,000万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の予算額は、809億2,200万円余となります。

このうち、県土整備部に係る公共事業予算についてであります。

このことについて委員より、「本議会に提案されている「みやざき行財政改革プラン」によると、公共事業については、毎年度前年比5%削減との方向性が示されているが、県民生活に

支障が生じないよう適切な公共事業に係る予算を確保する必要がある」との意見がありました。

当委員会といたしましては、今年度の予算が平成8年度の県土整備部の公共事業予算の約1,350億円から半減している事実を考慮すると、行財政改革の必要性を十分認識しても、これ以上の削減は県民生活に支障が生じることが考えられることから、慎重な対応をしていただくよう要望いたします。

次に、入札制度についてであります。

このことについて、委員から、「公共事業予算の削減と過去の入札制度改革により、建設業を初めとする県内産業が疲弊している。今後は、公平性と透明性を担保した上で、県内産業の健全な育成という視点を重視し、指名競争入札を含めた入札制度の見直しなどを進めるべきではないか」との意見があり、当局から、「今までの改革の検証を行い、制度の安定性を高めていきたい。一般競争入札を基本としつつ、地域の実情に即した形で制度を構築していきたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部に係る指定管理者の選定についてであります。

このことについて委員より、「さまざまな団体が応募しているが、公平性や透明性を保った上で、利用者の利便性やサービスの向上に資する団体を選定するよう、引き続き努めていく必要がある」との意見がありました。

次に、災害に対する県土整備部の取り組みについてであります。

このことについて、委員より、「津波対策としての海岸線の整備の状況はどうなっているか」との質疑があり、当局より、「高潮対策や河川の洪水対策などは実施しているが、津波対

策に特化したハード事業はなく、ソフト面での対策を進めている」との答弁がありました。

これに対して、委員より、「県民の安心・安全を考えるならば、ソフト面での対策だけでなく、ハード面での整備についても、早急に実施すべきである」との意見があり、当局より、「ハード面の整備は、当然やっていかなければならないとの認識を持っているが、時間や予算もかかるため、当面はソフト面での対策を進めていきたい」との答弁がありました。

また、別の委員から、「木造住宅耐震化普及促進事業については、周知が徹底されていない。県民に地震への備えをしてもらうためにも、行政としてもさらにPRすべきではないか」との意見があり、当局から、「まだ耐震診断の件数は少ないため、さらなる普及啓発を図っていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県民を災害から守るため、おこなっている高速道路等の県内インフラ整備を津波対策等を含めて進めていくこと、また地震や津波等の災害の危険性については、人命にかかわることであるため、引き続き情報発信に努めていただくよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、環境農林水産常任委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 御報告いた



します。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計75億7,300万円余、特別会計1,400万円余の増額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部の補正後の予算額は、252億1,000万円余となります。

このうち、太陽光発電システム導入促進事業についてであります。

本事業は、住宅に太陽光発電システム等を設置する場合に、その経費の一部を補助するものでありますが、県内で製造された太陽光パネルを設置する場合や県産材を使用した新築木造住宅に設置する場合には、補助上限額を増額する優遇措置が新設されたものであります。

このことについて委員より、「再生可能エネルギーの活用が望まれている中で、優遇措置を設けたことにより、県内産パネルや県産材の利用促進が図られることが期待できるので、積極的に事業を推進していただき、厳しい財政状況ではあるが、事業の拡大も検討してもらいたい」との意見がありました。

次に、林業公社貸付金についてであります。

このことについて、委員より、「貸付金が11億7,200万円余と多額となっているが、これは林業公社改革の計画どおりとなっているのか」との質疑があり、当局より、「平成19年度に策定

した第三次経営計画に基づき経営を行っており、計画どおりの貸し付けとなっているが、厳しい経営状況にあるので、今年度、経営計画の改定を1年前倒しで行う必要があると考えている」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計98億1,500万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の補正後の予算額は393億6,600万円余となります。

このうち、畜産基盤再編総合整備事業についてであります。

このことについて、委員より、「家畜伝染病予防法の改正により家畜所有者に埋却地の確保が義務づけられるが、建設用地については、埋却地や水問題の対策を検討した上で選定しているのか」「事業を実施した農家から、施設の建設単価が割高になっているとの声を聞いているが、実態を把握しているか」との質疑があり、当局より、「用地選定に当たっては、今後とも事業主体や受益者と十分協議していきたい」、また、「建設単価については、これまでの実績を見ると、ほとんど差はない」との答弁がありました。

これに対して委員より、「用地の選定に当たっては、周辺の住民にも配慮して検討を進めていただきたい」「建設単価については、受益者の負担が少しでも軽減されるように、配慮願いたい」との要望がありました。

次に、メロン産地改革緊急支援事業や宮崎方式ICM定着促進緊急対策事業に関して、複数の委員より、「本県特産のメロンやショウガなどの生産は、土壌消毒剤の使用制限により土壌病害が多発し危機に瀕しているため、新技術を

早急に確立してもらいたい」「試験研究は、本県農業の将来の活路を見出す基礎となるものなので、積極的に取り組んでももらいたい」との要望がありました。

次に、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画についてであります。

今回策定される計画の目指す将来像の一つに、「儲かる農業の実現」を掲げてありますが、このことについて複数の委員より、「農家の所得目標額を定めるとともに、実態をしっかりと把握・分析した上で、農家所得の向上に努めてもらいたい」「農商工連携を推進することにより、農家の所得向上につなげてもらいたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「過疎化・高齢化により農村集落の衰退が深刻化しているので、農村の既存集落における未利用農地の有効活用を積極的に進めて、農村整備の活性化を図ってもらいたい」との強い意見がありました。

次に、口蹄疫からの経営再開状況調査の概要についてであります。

このことについて当局より、「5月末で54%の農家が経営再開している一方、防疫面や価格面に不安があり、経営を再開できないでいる農家が11%、畜産経営を中止することを検討している農家が23%となっている」との報告がありました。

当委員会といたしましては、口蹄疫が発生した地域を中心に、畜産業はもとより、あらゆる分野の産業も深刻な被害を受けておりますので、一刻も早く地域全体の産業規模が従前以上となるように、各部局と連携して対策を講じ、復興対策に尽力されることを強く要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策

に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、文教警察企業常任委員会、河野哲也委員長。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。なお、議案第1号、第4号、第7号及び報告第1号については、全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で8億4,000万円余の増額補正となっており、この結果、補正後の一般会計予算額は279億8,600万円余となります。

このうち、安全で人にやさしい信号機等整備事業についてであります。

この事業は、高齢歩行者の交通事故防止及び交通量の増大した道路において、歩行者が安心して横断等ができるなど、交通事情に対応した信号機の新設整備を図るものであります。

このことについて、委員より、「信号機設置の考え方はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「交通事故の発生状況、交通量、通学路における児童生徒の移動の有無、住民からの要望等を勘案するとともに、警察本部

や警察署の担当幹部のほか、場合によっては住民に立ち会いをしていただき、必要性を検討するとともに、特に緊急性を考慮し設置している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「信号機が重なって設置されている箇所も見受けられ、それによって交通渋滞が発生する可能性もある。一度設置した信号機を取り外すのは難しいかもしれないが、今後、信号機の設置及び撤去に当たっては、交通量等を含めて十分精査の上、検討していただきたい」との要望がありました。

次に、企業局におけるマイクロ水力発電設備及び太陽光発電設備についてであります。

これは、現在建設中の祝子ダムの維持流量を利用したマイクロ水力発電設備と一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設に設置した太陽光発電設備に係るものであります。

このことについて、委員より、「この2つの施設は、最大出力や事業費、目標発電電力量だけでは施設の発電効率を比較しにくい。1キロワットアワー当たりの施設整備に係る発電コストは幾らか」との質疑があり、当局より、「祝子ダムのマイクロ水力発電については、耐用年数を60年と想定すると12円、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の太陽光発電設備については、耐用年数を25年と想定すると27円となっている」との答弁がありました。

これに対して他の委員より、「これまで企業局は水力発電を中心に事業を進めてきており、これまでに培ってきた技術を生かした新エネルギーに対するの取り組みに大いに期待している。今後とも健全経営を維持しながら、新エネルギー法案の動向等にも留意し、議会も含め関係機関と連携して取り組みを進めてほしい」との要望がありました。

次に、議案第20号「宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について」であります。

これは、これまでの「宮崎の就学前教育すくすくプラン」など4つの基本計画をもって「宮崎県教育振興基本計画」と位置づけ、宮崎県教育基本方針の具現化を図ってきたものを、将来世代である子供たちを初め、県民一人一人が宮崎や我が国、世界の未来を切り開いていく人となることを願い、新たに「第二次宮崎県教育振興基本計画」として策定するものであります。

この計画の策定の経緯については、平成22年1月に一般県民などを対象として実施した「みやざきの教育に関する調査」を初めとして、同年5月以降に、「第2次宮崎県教育振興基本計画策定懇話会」や「教育ミーティング」により複数回の意見聴取、また、同年11月定例県議会への進捗状況報告、23年2月定例県議会では素案説明がされました。その後、パブリックコメントを経て、同年5月の閉会中の常任委員会で計画案の説明があり、今回の本議会に上程されたものであります。

このことについて、委員より、「東日本大震災後に「絆」ということが重視されているが、「絆」とは家庭から始まり、地域、学校との連携、さらには市町村や県、国との結びつきが大事であることから、「我が国を愛する」という文言は重要なものである」との意見があり、また別の委員より、「国を愛するということは大事であるという観点からも、教育基本法の教育目標にある「我が国と郷土を愛する」という文言を盛り込んだもので修正をお願いしたい」との要請がありました。

これに対して当局より、「本計画は教育基本

法及び国の教育振興基本計画を参酌して策定した事、計画の特徴を説明する中で、本計画の「我が国の伝統と文化を尊重する」ということが、教育基本法に示された「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛すること」につながることを教育現場に周知徹底したい」との答弁があるなど、委員と当局の間で幾度となく質疑と答弁が繰り返されました。

採決前に、委員4名から委員会に同計画の一部の修正案が提出され、委員会において協議いたしました。

まず、修正案の提出者より修正内容の説明があり、これに対して、別の委員より、「この基本計画については、これまで委員会において当局から説明がなされており、質疑もなされてきたものである。内容に乖離やそごがあるなど大きな相違があれば納得できるが、特に違和感もなく、理解しやすいものとなっている。安易に修正案が提出されているように思われ、今回の議案上程がされた段階での文言の修正というのはいかがなものかと思われる。これまで委員会が審議してきた経緯が何だったのか」との質疑があり、提出者より、「当局からのこれまで当委員会に説明があつて上程されたという経過があつたものではあるが、上程されたから修正ができないというものではない。平成18年に改正された教育基本法の趣旨をより明文化した計画とするべきものであり、また修正することにより、総体的に影響することもなく、内容的にもよくなると思われる。この計画は今後10年に及ぶ重要なものであることから、議会が当局の最終案に手を加えることがあつてもよいのではないか」との答弁がありました。

また討論では、委員より、「学校等の現場か

ら見たときに、この計画を理解する上では、当局の作成した原案の表現が適切であり、また十分伝わると思われる」との反対討論がありました。

また、提出者より、「児童生徒へよりわかりやすく伝えるためには、現場への指導徹底が重要である。修正案とした場合は、現場では素直にわかりやすく伝わるものと思われる」との賛成討論がありました。

質疑と討論の後、採決の結果、修正案は賛成多数で可決すべきものと決定し、修正の動議につきましては、賛成議員の発議により議長に提出することとなりました。

なお、修正部分を除く議案第20号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

**○外山三博議長** 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

---

### ◎ 質 疑

**○外山三博議長** これより委員長の審査結果報告に対する質疑に入りますが、質疑についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、高橋透議員。

**○高橋 透議員** 私は、文教警察企業常任委員会の委員長報告に質疑をいたします。隣にい

らっしゃるものですから聞きづらいのですが、第20号に対する経過については、るる、委員長報告の中でありました。よくわかりました。

その中で、5月26日だったわけですが、常任委員会が開かれました。そこで、最終素案が出されています。その中で、いわゆる今回出されている修正案の中身、文言の議論があったのか、それ一点についてのみ委員長に質疑いたします。

○外山三博議長 文教警察企業常任委員会、河野委員長。

○河野哲也議員 確かに委員のほうから、教育基本法の改正について、反映されているのかという質問があったと記憶しております。それについて丁寧な説明がなされて、了とされたという記憶がありますので、文言修正についての議論はなかったというふうに記憶しております。

○高橋 透議員 わかりました。5月26日の閉会中の常任委員会に最終素案が出されたが、そのときには丁寧に説明があつて、今回、修正案を出されていますが、その文言に関する議論はなかったということで理解いたします。終わります。

○外山三博議長 次は、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員 斜め後ろからで非常に申しわけないんですが、今、委員長報告と質疑の委員長のお答えを聞いておりますと、そんなに問題ありというふうには思えないんですけれども、ただ一点だけお聞きをしたいのは、そういう指摘をしていく。「ここに問題ありよ」という指摘をする。教育委員会からは、「いや、それはできません」という答弁があるというようなことではなかったんですけれども、私から思うに、委員長の委員会運営に問題ありというふうなことで修正案が出されているのかなというよ

うな感じもしないわけじゃないんですが、お答えしにくいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○河野哲也議員 委員会運営のルールにのっとって審議をしたものというふうに考えております。

○鳥飼議員 終わります。

○外山三博議長 以上で常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

---

### ◎ 議案第20号に対する修正動議提出

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、中野一則議員外3名から、議案第20号に対する修正動議が提出され、所定の発議者がありますので、動議は成立したものと判断し、議題に追加いたします。

事務局長に修正動議を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

平成23年6月24日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 宮崎県議会議員 中野 一則  
横田 照夫  
外山 衛  
後藤 哲朗

議案第20号に対する修正案

議案第20号「宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について」に対する修正案を別紙のとおり提出する。

---

### ◎ 提出者趣旨説明

○外山三博議長 ここで、本件について、提出者の趣旨説明を求めます。中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕 それでは、提案者を代表して、議案第20号「宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について」の修正案の説明をさせていただきます。

平成23年7月から平成32年までの10年間の計画として策定されます「第二次宮崎県教育振興基本計画」について、お手元に配付しております修正案のとおり、修正をお願いしたいと考えております。

御案内のとおり、平成18年に教育基本法が約60年ぶりに改正され、その第2条第1項第5号に、今日重要と考えられる「教育の目標」の一つとして、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と規定されたところであります。

しかしながら、今回提案されました「教育振興基本計画」には、「我が国と郷土を愛する」という教育基本法の大変重要な文言が、残念ながらすっぽりと抜け落ちております。

個人主義が重要視され過ぎている現在の日本社会で、日本人が古来大切にしてきた礼節や親孝行という価値観が失われつつあることにかんがみ、もう一度我が国のすぐれた文化を再認識して、「秩序ある道義国家」を足元から築いていくために、教育基本法に「我が国と郷土を愛する」という記述が盛り込まれたところであります。

自分が生まれ育った郷土や国を愛する態度を養うことや、誇りに思う気持ちをはぐくむこと、そして、こういう教育につなげることは、まことに大切なことでありますので、今後10年

間の本県教育の方向性を定める「教育振興基本計画」に、この文言が記載されることは至極当然のことであると考えます。今回の修正案は、あくまで教育基本法の基本的な理念を反映させるものであることを御理解いただきたいと存じます。

ただいま申し上げました趣旨を踏まえ、何とぞ議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。修正案の説明とさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 提出者の説明は終わりました。

---

### ◎ 質 疑

○外山三博議長 これより修正動議に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、高橋透議員。

○高橋 透議員 今、修正案の提案理由説明をされた中野一則議員にお尋ねしますが、中野議員は、改選前、どこの委員会に所属されていたのか、まずお聞きをいたします。

○中野一則議員 本議会の文教警察企業常任委員会に所属しておりました。

○高橋 透議員 よくわかりました。前期から文教警察企業常任委員会に所属されて、教育のプロということでもよくわかりましたが、先ほど河野常任委員長からも詳しく報告がありましたが、11月に進捗状況が議会で説明されて、ことし2月に素案が全議員に配付されたというふうに私記憶しておりますが、それを説明してらっしゃいます。そのときに、中野議員は、文教警察企業常任委員会に所属されていたわけですから、そのときの議論についてちょっとお聞きしたいのでありますが、いわゆる計画案に反

対をする、そういう議論をされたのか、お尋ねをします。

**○中野一則議員** 反対とか賛成とか、そういうことを議論する機会というか、場はありませんでした。先ほども委員長から委員会の模様が細かく説明をされましたが、この教育振興基本計画というのは、10年に及ぶもので大変重要なものであります。最初我々に提案されたのは、11月定例議会でありました。12月の初めに説明がありました。そのときには、今、こういうことで進めておりますということを大まかに説明がありました。もちろん、どこの委員会でもありますように、委員会資料というのが委員会には提出されますが、その委員会資料に基づいての説明であります。そのときに、私が言ったのは、教育というのは非常に大切に長期なものであるから、知事選挙も近くあるし、またその他の選挙もあるので、この計画は、知事が新しく就任されても、骨格予算をまずは提出される。その後は、6月に向けて肉付け予算を提出される、大変お忙しいということもありましたので、そういう思いもしましたので、大切な基本計画は、やはり1年ぐらいは延期すべきものであると。拙速であってはならんという気持ちで、そういう旨の発言をしました。そのことは委員長報告に盛られて、6月に固執するものではないというような委員長報告にまとまったものであると、このように思っております。そういうことを経まして、2月の定例議会に素案という形で、もちろん冊子も渡りましたが、説明の中においては、委員会資料に基づいた説明がされました。

その中で、私が基本的に申し上げたのは、教育基本法が改正され、また学習指導要領等も改正されているが、こういうものにのっとった計

画案であるのかということをお尋ねしたら、そういう旨の答弁でありましたから、そのことならよしと、すばらしい日本人が生まれると、こういう応答はした記憶がございます。正直に言いまして、ちょうど3月の初めでありましたから、それぞれ議会は次のことでいろいろと多忙をきわめている時期でありましたので、細かく冊子を見る間はなく、5月の委員会になったところでありました。そのときも同じようなことを質問した記憶がございます。以上です。

**○高橋 透議員** 長々と答えていただきましたので、ちょっとわからなくなりましたが、私がお尋ねしたのは、2月に素案が出されて、説明を執行部がしたはずなんですよ。そして、質疑はありませんかと委員長が諮っているはずなんですよ。そこで、所属されていた中野議員は、先ほど壇上でおっしゃった、「我が国と郷土を愛し」というあの文言について、いわゆる質疑をされたかどうか、そこが一つのポイントだと思うのです。そこを尋ねたわけですが、先ほど、その場ではなかったとすれば、それはちょっと間違っていると思います。議論の場はなかったというふうにお答えされたら、それは間違いだと思いますので、後ほど訂正いただきたいと思います。

それと、5月の常任委員会で、これはまた最終素案、2月は素案、5月には最終素案というのを出されています。私は、2月の素案と5月の最終素案を見ましたけれども、余り変わっていないんですよ。そういうように私は認識しました。中野議員は変わったというふうに私は認識されたんだなというふうに推察します。どこが変わったかを説明いただけませんか。

**○中野一則議員** 総体的には変わっていないん

ですよ。変わっていなかったなので、今日、「我が国と郷土を愛する」という文言が入ってなかったの、その修正をお願いしたところでありませぬ。

○高橋 透議員 先ほど、私の質疑でお答えになったかもしれませんが、いま一度聞きますけど、じゃ、5月に最終案を出された。そこで執行部が説明したと思います。そこでまた委員長が諮ったと思いますよ、質疑はありませんかと。そこで、先ほどから提案説明もされていますが、文言修正の部分、この質疑をされたのか。そしてまた、議案に対してだめですよと、この議案ではだめですよという討論があったのか、中野議員にお尋ねします。

○中野一則議員 先ほどもちょっと申し上げましたが、我々の委員会での説明は、どこの部局も一緒、大体そうであります、こういう分厚いものが手元にあったにしても、委員会資料に基づいてその説明がされるんですよ。その中に、こういう委員会資料には、そういう文言はありませんでした。また、説明もありません。しかし、私は、3月の初めの議会のときにも、教育基本法が改正されているよ、学習指導要領もされているよ、そのことが盛り込まれておるのかと、そういう趣旨の質問をしました。また、この5月議会の説明は、担当課長がされました。政策企画監ですかね、その方は御病気で欠席でありましたので、担当課長が説明されましたが、そう長々と説明したものではなくて、そういう資料に基づいて簡単に説明された。その中に、はっと思ったのは、委員の皆さん方の考えを聞いて進めるというような話もありましたので、私は、質問のときに、委員の考えを聞くという場は今この場所かと、こういう質問をしました。そのとおりだということでしたの

で、先ほど言ったことの繰り返しになりますが、教育基本法あるいは学習指導要領が改定されているから、そのことがきちんと入った基本計画であるのかということを再度質問したところでもあります。それについては、長々と次長を含めて説明がありました。

○高橋 透議員 なかなかわかりづらい部分とか聞きづらい部分もあるんですよ。じゃ、聞きますけど、6月の議会で、いわゆる文言修正の部分を出されたわけですよ。それまでは説明があつて、質疑はどうですかと、中でおぼろげに分厚い冊子を渡されて、そういったところに具体的に踏み込まなかったというふうにおっしゃいました。でも、6月議会では、中野議員は、先ほど委員長報告もありましたように、委員会の中で質疑をされているんですよ。6月に来て、なぜ突如としてこの文言修正の発言が出てきたのか、その理由についてお聞かせください。

○中野一則議員 いよいよ今議会になりました、具体的にやはり大切な基本計画でありますので、おくれればせながら、具体的に読ませていただきました。そういう中で、我々が修正をお願いしている、「我が国と郷土を愛する」という、私に言わせれば、これは一体不可分の文章であると思いますが、「我が国」だけでもいけない、そしてまた「郷土」だけでもいけない。「我が国と郷土を愛する」という一体不可分の文言が入ってこそこの基本計画だと、法律にそう書いてあるわけですから、それを素直に入れてほしいということで、修正案を出したところですよ。

○高橋 透議員 なかなか申し上げにくいことなんです、お互いに切磋琢磨をして議案熟読をして、いろんな執行部が提案をされた資料を



お互い勉強して、そのことについて議論したいなと思っています。

それと、私、法律の専門家じゃありませんが、日本国には憲法があって、その下に今みたいに教育基本法があって、都道府県でつくられる条例とかいろんな計画とかあると思うのですね。それを一字一句しっかりと取り入れることがいいのかどうか、それは都道府県の判断もあるんでしょうが、私は、その趣旨がしっかりと、憲法の趣旨が基本法に、基本法の趣旨が今提案されている計画案に盛り込まれていけば、それで私はよしとするべきだというふうに思っています。今度つくられている計画案に施策があります。施策をチェックすることが私たちの任務でもあるし、そういうことをしっかりとやっていくべきだと思っています。この後については、また討論で申し上げたいというふうに思います。終わります。(拍手)

○外山三博議長 次は、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員 私は、この議案について、中身について問題にしているわけではございません。その手続について問題がありというふうに言っているわけですね。確かに重要な経過については、本議会の承認を得るというふうに条例上なっておりますので、その手続は踏まれていくだろうと。しかし一方、執行部と議会は車の両輪だと言われているわけですから、それなりの役割を私どもは果たしていかなくちゃならないし、そのことが今問題になっております地方議会に対する有権者の厳しい視線になっているというふうに思っております。ですから、議会のあり方検討委員会といいますか、このようなものもつくられたのではないかなというふうに思っております。そしてまた、この教育基本法の中身は、1条が教育の目的、2条が教育目

標としまして、1番目に幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、2番目に個人の価値を尊重して云々、3番目に正義と責任、4番目に男女の平等、そして5番目に伝統を文化を尊重しというふうになっているわけですね。こういうものを受けながら、この計画がつくられていくだろうというふうに思いますし、当然教育委員会においては、このスケジュールをこれまでも示してきたわけですから、6月議会で提案があって採決をしていくというものは、議員、県民においても、すべての皆さん方が重々承知をしている。とりわけ県会議員は、そうあらなくてはならないというふうに思っております。

そこで、中野議員にお尋ねをしますが、繰り返すようで恐縮でございますけれども、修正点、問題点を示す機会というのは、何回もあつたような気がするわけですがけれども、これまでそれを行われなかったのはなぜなのかと、そういうことをお尋ねしたいと思います。

○中野一則議員 委員会が去年の11月定例議会の12月初めの常任委員会から、今回を入れれば4回あつたわけですので、早目にこういう修正案を出せばよかつたという、今になれば悔やまれるところでもありますけれども、遅きに失したとは思いませんが、今回、この議会に間に合つてよかつたと、そう思っているところでもあります。

○鳥飼謙二議員 わかりました。議会の怠慢、議員の怠慢と言われても仕方がないような感じも私はしますが、それで修正案の提案者には、それぞれなっておられますので、外山議員にちょっとお尋ねをいたします。計画策定の趣旨、これが挿入をそれぞれされておるわけですがけれども、どちらかといいますと、中野議員の

説明では非常にこの計画の大宗といいますか、基本部分ですよというようなことを言うておられるようですけれども、しかし、この修正をされる部分は、いわば枝葉の部分といいますか、具体的な行動のところになる部分でございます。そんなふうに感じられるわけですが、ですから、そういう意味では、この議案自体が練られていない、不十分な議案であると私は思うわけですが、いかがお考えかお尋ねしたいと思います。

**○外山 衛議員** 今回の教育振興基本計画、これは読ませてもらいましたけれども、非常によくできておると思います。本当に、教育基本法にのっとった内容になっておると思うのですよ。今回、ただそうでありますけれども、確かに前回の委員会であるとか、時期を逸したとおっしゃいますが、この最後の議案上程において、最終決定の中において、私ども自由民主党におきましては、やはり「我が国と郷土を愛する」という文言を入れるべきではないかという結論を出したので、あくまでもこれは、この計画を否定するものではなくて、十分認めながら、この文言だけは入れてもらえないかと、逆にお願ひでありまして、そういう感覚でございますので、決して基本計画そのものを全面否定するものではありません。

**○鳥飼謙二議員** この議案というのは、起承転結が議案についてもあるだろうと思っているんですね。なぜこういうものがつくられるのか、目的があって、趣旨の説明があって、そういうような手順を踏んで、そしてこういうところをつくり上げていこうと。それで議案がつくり上げられるだろうと。これは「未来を切り拓く心豊かでたくましい宮崎の人づくり」という、この4つの計画を今回、第二次宮崎県教育振興基

本計画にまとめていくというものでございます。そういう意味では極めて重要でございますから、先ほどの提案者の答弁を聞いておりますと、やはりこの基本的なところに計画策定の趣旨といいますか、枝葉と言っては語弊がございませうけれども、まず、どんと打ち出すところにこれを持っていくべきではないかというふうな思いも私はするわけで、そういう意味では、極めて提案は生煮えで不十分だというようなことを指摘をしておきたいと思ひます。

そこで、横田議員も提案者になっておられますので、お尋ねをいたします。修正案と原案、修正案はここにありますが、それと原案では、例えば最初のところ、第3章の2のところにあるわけですが、「高度情報化、技術革新や国際化などが」とありまして、「能力や」、ここから変わっているんですかね、ここを「我が国の伝統と文化を尊重するとともに、異文化を理解し、国際社会の一員として主体的に生きていこうとする態度をはぐくむなど」というふうに「社会の変化に対応できる教育の推進に取り組みます」というふうに原案はなっているわけですね。ここで、修正案については、この「能力」の後に、「我が国の伝統と文化を尊重するとともに、異文化を理解し」となっておりまして、どう読んでも同一趣旨に見えるわけですね。どこがどう違うのか、そこをお尋ねしたいと思います。

**○横田照夫議員** 教育基本法が改正される際に、一番協議されたところが、「我が国と郷土を愛し」というところだったというふうに考えております。今回の基本計画の中には、その意味合いというのは十分反映されているというふうに考えておりまして、その内容については、私たちもしっかりと高い評価をしているところ

であります。でも、一番大事なのは、だれが読んでもそのことがしっかりと理解できるということが一番大事だというふうに考えます。よって、一番大事だと考える「我が国と郷土を愛する」という文言をやっぱり入れるべきだというふうに考えて、そういう修正を提案させていただいたところでございます。以上です。

**○鳥飼謙二議員** 横田議員にも同じような質問をさせていただきますけれども、これまでも修正点を示す機会というのはあったと思うのですね。本来、我々議員というものは、対立するところは対立をする、執行部とも対立することもあるかもしれませんが、私どもはよくあるんですけど、国際化推進プランとか、知事のアクションプランとか、それから行財政改革2007とか、アクションプランは賛成をいたしましたよ。しかし、その前にしっかりと読みましたね。2007もしっかり読みました。読んで、一部については問題があるんじゃないかということで申し上げましたけれども、そういう意味では、しっかりと読んでいただいて、というふうに思うんですよ。私は、横田議員は非常にまじめな方で、誠実な方だと思っているものですから、何でもかこういふことをされるのかなというのが残念なんですけれども、これまでそういうことをしてこなかったのはなぜなのかということをお尋ねしたいと思います。

**○横田照夫議員** 先ほど、中野一則議員も言われましたけれども、確かにこれまでそういう指摘ができなかったことに対して、遅きに失したという思いはあります。でも、今回が最終の議案ということで提出されたわけですので、やっぱり何とか間に合わせんといかんという思いで、今回提出させていただきました。

**○鳥飼謙二議員** 余り理由にならんような感じ

も私は受けていますよ。それと、もう一つ、後藤議員も、申しわけないけど提案者になっておられますので、お尋ねをしたいと思いますが、今までの委員長報告とか聞いておられて、それから委員となって議論をしてこられて、昨年12月の議会、それからことし3月の議会、そして5月の常任委員会、6月ということで、極めて丁寧な手順を踏んで説明をなされているというふうに思っているんですけども、後藤議員は、これまでも延岡市での長い経験をお持ちですが、この手順については、どんなふうに評価をしておられますか。

**○後藤哲朗議員** お答えしたいと思います。実は、私、新人——今回の常任委員会は2回目、5月の先ほど御指摘がありました第1回目は、担当所管事務の説明でございまして、基本計画内容については、事詳しくは説明を受けておりません。ですから、今回の常任委員会で初めてしっかりと目を通させていただきました。この経過経緯、審議会が設立されていれば、非常に重要視するところでございますが、懇話会、そこから辺広くパブリックコメント、いろんな御意見を聞かれたんじゃないかなと思います。ただやはり、私ども委員会、議会改革の一環でもあるんですが、審査の充実、特に教育の基本改正計画による審議というのは、戦後、長時間審議の国会である沖縄返還であるとか、その中に数えられる非常にこれは大事な案件でありまして、だから、こうやって議論することがかえって私は非常に喜ばしいと思います。そして、私は、特に委員長報告にありましたように、やはりこのきずなという話は、原点が来るのは家庭であり、地域であり、最終は私は国とのきずな、そして、今よく言われる愛する気持ち、敬愛、慈愛、いろんなあれがありますが、特に教

育の部分で叫ばれている項目かなど。それと同じく、やはり委員長報告にありましたように、一番はこの項目は子供たちの教育の一環です。県づくりの目指す像がありましたけれども、この項目に関しては、児童生徒にわかりやすく説明するというのが私は論点ですが、これを素直にこの気持ちというのを文言を明記するのがいいんじゃないかということで、提案者の一人とさせていただきます。以上でございます。

**○鳥飼謙二議員** お尋ねしていないことの答弁もございましたけれども、やはり私とすれば、丁寧な手順で説明がされ、提案がされ、議論がされてきたと思っているんですね。そういう中で、いざというところに、こういうふうに製本化されて、議案になって印刷されたやつを、修正をされていく、それは議会の権限ですから、議会もできるわけですけれども、しかし、それはやっぱりやっちゃならんことじゃないかなど。私もこの議会に来させていただいてもう20年を超しましたけれども、そんなふうに思います。以上で終わります。

**○外山三博議長** 以上で修正動議に対する質疑は終わりました。

---

## ◎ 討 論

**○外山三博議長** これより討論に入りますが、討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

**○前屋敷恵美議員**〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。提出議案に対する討論を行います。今議会に提出されました議案のうち、まず、議案第15号、第16号、第17号、第20号の修正案及び報告第1号について、反対の立

場から討論を行います。

まず、議案第15号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」です。

本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然です。市町村の財政を圧迫させないためにも、負担金の徴収はすべきではないと考えます。

次に、議案第16号「宮崎県総合計画の変更について」です。

そもそも総合計画は、策定の趣旨にもあるように、県民の暮らしを守るために、とりわけアクションプランは、県がこの4年間で何を目指し、どのように行動していくかを示すものです。

今回のアクションプランは、すべての項目において、結論として、「県民の主な役割」が強調されています。長引く不況のもとで、県民の暮らしは深刻さを増しており、県行政が果たす役割はますます重要になってきています。それだけに、アクションプランは、こうした県民の苦労やさまざまな要望に正面からこたえるものでなければなりません。

しかし、今回のアクションプランは、県民のこうした切実な要望にこたえるものにはなっておらず、それどころか、自助努力が強調され、本来の趣旨とはかけ離れたものになっていると考えます。

今、必要なのは、県民の切実な要望を県としてどう実現していくかを示すことです。公助がしっかり位置づけられてこそ、自助や共助が生きてきます。こうした立場にしっかり立ったアクションプランを作成するよう強く求めるものです。

次に、議案第17号「宮崎県行財政改革大綱2007の変更について」です。

今回の「みやざき行財政改革プラン」は、「宮崎県行財政改革大綱2007」を引き継ぐものであり、基本は全く変わっておりません。この間、行財政改革の名で進められたのは、県職員的大幅削減と、本来県が責任を負うべきさまざまな管理運営を民へ移す民営化でした。その影響は、県民サービスの切り捨て、県の出先の統廃合や、特に県営住宅への指定管理者制度の導入などで、さまざまなトラブルを生んできました。とりわけ、県職員的大幅削減は、東日本大震災で住民の命と暮らしを守る自治体職員の果たす役割が見直されているときに、引き続き削減することには問題があります。改めて、県の役割・仕事は何なのかという原点に立ち返り、県民の命と暮らしを守るという立場から、「みやざき行財政改革プラン」も策定されるべきだと思います。

次に、議案第20号、宮崎の就学前教育すくすくプランなど教育関連施策の基本計画の変更についてに対する修正案についてです。

今回提出された修正案では、子供たちに我が国と郷土を愛する教育の推進を位置づける内容になっています。しかし、それが果たして正しいことなのでしょうか。本来、だれしも自分の生まれ育ったふるさとや国を愛する気持ちというものは持っているものです。こうした国や郷土を愛する心、思いなどは、おのずと醸成されるものであって、他人から命令されたり、また教育で上から押しつけるようなものではありません。また、そうであってはならないと思います。今、いろいろと愛国心という言葉が取りざたされていますが、国民が心から愛せるような国や郷土をつくることこそ求められているのではないのでしょうか。したがって、同修正案には反対です。

次に、報告第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて」です。

同報告は、補正予算（第12号）において、歳入歳出をそれぞれ12億207万4,000円を追加し、予算の総額を7,599億3,143万6,000円とする予算専決です。

本来、予算を定めることは議会の権限であって、予算の専決はごく限られています。災害時の緊急な支出で議会を開けない場合や、地方交付税、国庫支出金確定など、税制上やむを得ない場合です。

今回、そういったものも含まれていますが、県民税や地方消費税など県税を16億7,000万円の追加を行っています。本来、税収などについては、的確な把握を行い予算化して、県民施策に生かすことが必要ですし、2月補正以降の増収については、決算であらわし、翌年の予算編成に生かすことが本来のあり方です。毎年の慣例的な取り扱いとせず、改善を求めたいと思います。

また、議案第1号「平成23年度一般会計補正予算（第1号）」について、今回、口蹄疫復興対策や東日本大震災対策などの事業も含まれており、反対するものではありませんが、ただ、商工費で企業立地促進に係る予算については、見直しが図られるべきだと思います。特に、企業立地促進補助金に35億6,500万円が計上されています。企業誘致も確かに大事ですが、もっと地元企業を支援することにも重点を置いて、融資などだけにとどめず、直接助成の手立ても行うなど、地元中小企業をしっかりとフォローして、雇用の拡大にも結びつけることが重要だと思います。こうした点を指摘しておきたいと思っています。

次に、請願についてです。

継続審査との報告がありました請願第3号「宮崎地方最低賃金改正についての請願」の採択を求めるものです。

賃金の低廉な労働者にとって、賃金の最低額を保障することが、労働者の暮らしの安定を、ひいては経済の発展にも寄与すること、これは最低賃金法でもうたわれています。最低賃金以下で働く労働者をなくすことや、全国でも最下位クラスに位置する本県の最低賃金の見直しを図ることは当然のことであり、喫緊の課題でもあります。こうした県内の労働者の置かれた状況をしっかり受けとめて、県民の暮らしや地域経済を守っていくためにも、同請願の採択を求めるものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○外山三博議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕 議案第17号「宮崎県行財政改革大綱2007の変更について」、いわゆる「みやざき行財政改革プラン」に対して反対の立場で討論いたします。

県は、これまで財政関係基金の減少による収支不足によって、財政再生団体に陥るおそれがあるなどの表現を使いながら、行財政改革に取り組んでこられました。結果として、平成17年度当初比で、平成23年度当初までに1,000名の純減目標を133名上回る1,133名の職員の削減を達成したということになりました。さらに今後も厳しさを増す財政状況の中で、職員数削減に取り組んでいく必要があるとも述べられています。

今回上程されたこのプランの中には、確かに風通しのよい職場環境の醸成と職員の健康管理という項目も設けられ、職員の心と体の健康管理を図るメンタルヘルス対策もとられており、

行革の影の部分への対応など一定の評価もしてもよいとは思いますが、基本的にはこれまでの職員数削減を基本としたものであり、さらに削減を図ろうとしております。地方自治体として、または疲弊する地方を多く抱える宮崎県としては、果たしてこのような改革の方向のみでいいのでしょうか。宮崎県が今置かれている状況を考えると、改革の方向を変えなくてはならないのではないのでしょうか。アウトソーシングで雇用総数は変わらないという見方もあるかもしれませんが、生活保護世帯の急増や自殺率の高さ、そして職員のメンタルダウンを含め、県民の働く環境はますます悪化というか、劣化してきているのではないのでしょうか。もうそろそろ県民の目を行革という視点のみではなく、また、経済を委縮する方向に向かわせるのではなく、プラスの方向にメッセージを発していくことが自治体に求められているのではないのでしょうか。

さきの一般質問で、私は、脱原発の立場から質問をいたしました。ただ原発に反対するというのではなく、こうすれば原発に頼らなくていいんだよということで3つの提案をいたしました。同じように、今回のプランに対して、反対の立場であります。それにかわる提案として、次のようにも訴えたいと思っております。国に対して所得再配分機能を高める税体系の変更を求め、その中で地方交付税などの充実を図り、地域間格差をなくす施策を打っていく、このような方向に持っていくべきではないのでしょうか。そのことを地方分権と言われる今日、地方からその声を上げていかなければならない時期にあると思います。

以上述べ、反対討論といたします。〔降壇〕

○外山三博議長 次は、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕 議案第17号「宮崎県行財政改革大綱2007の変更について」及び議案第20号「宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン、及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について」に対する修正案に反対の立場で討論をいたします。

まず、行財政改革プランについてでありますけれども、このことにつきましては、今、太田議員が詳しく述べましたので、私は、適正な定員管理に絞って簡潔に申し上げたいというふうに思います。

2006年に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」というのが成立いたしまして、国家公務員は100分の5、地方公務員は100分の4.6、そういう人員の削減をやりましょうということになりました。それを受けながら、宮崎県行財政改革大綱2007で知事部局、県立病院、教育委員会、警察本部の県職員、これを1,000名減らしましょうという計画が出されました。これが4.6%ではなくて5.3%の減であります。

その結果、現在、1,133人減になりまして6.07%減になっているということでございます。今回、知事部局をさらに減らそうということでございます。56人です。そうなりますと、結果として、当初は「2007」では知事部局は300人だったのですけれども、結局375人の減になりまして8.86%、そういうことになります。今回、さらにトータルとして4,231人の1割を削減するという新しいプランになるわけでございますけれども、根拠が極めて不明確です。減員するのは、確かに不必要であれば、減をしても結構だと思います。さらにもっと減員できるかもしれませんが、やはり根拠を明確にして、どこの部

署には何名要りますよ、どこの部署には何名要りますという積み上げをして、その点については努力をしていくというのが妥当ではないか。先ほど、私が所属します総務政策常任委員会の山下委員長が委員長報告で申し上げましたけれども、消費者行政についてもっと力を入れていくということがございましたが、消費生活相談員、非常勤ですけれども、これを常勤化をしていくとか、新たな視点というものもやはりなくてはならないんじゃないか、そんなふう思うわけございます。

今、県庁の職場には、この本庁と、それから出先機関として西臼杵支庁、延岡、日向、高鍋、宮崎、日南、都城、小林にそれぞれ総合庁舎がありまして、農林振興局や土木事務所、県税事務所、総務事務センター、さらに児童相談所とかいろんな機関がございますし、畜産試験場とかいうような研究機関もございます。そういうところがありまして、県庁というのが成り立っている。宮崎県行政が成り立っているということを我々はしっかりと押さえなくてはならない。今、こういう状況の中で、やはりメンタルダウンをする職員が急激にふえてきているという現状を直視しなくてはならないというふうに思っておりますので、ぜひそういう意味で、適正な人員配置をお願いしたい。臨時職員が250人、非常勤職員が1,100人、1,300人から1,500人程度のそういう人たちがいるわけですね。さらにアウトソーシングもあるわけですから、しっかりと県の行政としての責任を果たしていただきたいというのが行財政改革についての意見でございます。

それから、先ほど質疑しました教育振興計画の修正案についてでございますけれども、第20号は、2006年に改正された教育基本法第17条第

2項の規定に基づき、宮崎の就学前教育すくすくプランや宮崎の教育創造プランなど、4計画を統合して、第二次宮崎県教育振興基本計画として定めるものであります。そもそも教育とは、人格の完成を目指す、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっぴ、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身とも健康な国民の育成を期して行われるものであります。私どもはこの目的を推進するために、教育水準の意義、教育の機会均等の確保、例えば、提案者が言うておられます、提案者の選挙区にあります飯野高校、串間にあります福島高校の存続、こういうことについても意見を申し上げてまいりましたし、その他、義務教育の国庫負担、制度の堅持と、2分の1に復元をしてほしいということとか、いじめ、不登校、荒れ、いわゆるキレる子供たち、そして学力の低下を解消して、一人一人の子供を大切にす少人数学級の実現などを追求してきたのでございます。

今回の第二次宮崎県教育振興基本計画は、憲法26条、教育基本法17条を受け、制定されるものでありまして、本年3月に定められた宮崎県総合計画における「未来を担う人材が育つ社会」、今議会に提案されている「未来みやざき創造プラン」にうたう人材づくりの重要な位置を占めるものであります。しかるに、今回提案は、本基本計画中、施策の目標に生きる基盤をはぐくむ教育の推進における情報通信技術の活用能力姿勢に関する記述や、施策7の技術革新や国際化の進展に対応する教育の推進の中の施策内容を修正するものであり、いわば主要とも言える部分に位置するものでございます。修正する時間は十分あったにもかかわらず、製本化された段階で修正するのは、議会の怠慢と言わ

れても仕方がない。私は、議員歴20年以上になりますけれども、こんなことは初めてでございます。多数会派の横暴と言われても反論できないのではないかとこのことを思いまして、ぜひ議員の皆さん方の良識ある判断をお願いをしたい。県民が望む議会改革とはこのようなものであったのでしょうか。私は、地方議会への有権者の厳しい視線、これが今根底にあるというふうに思っております、これが一つは低投票率になってあらわれているのではないかなというふうな懸念もし、極めて議会の存立が危うい状況に置かれているんじゃないかなというふうに思うわけでございます。車の両輪となれるよう、しっかりと議会の責務を果たすという意味で、ぜひとも修正案の否決をお願い申し上げたいということをお願い申し上げます。ありがとうございました。〔降壇〕

○外山三博議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕 議案第20号に対する修正案に対し、新みやざきを代表して反対の立場から討論を行います。

今議会において、宮崎県議会のあり方検討委員会が設置されました。県民の皆様にとりまして、身近な県議会を目指して議員が努力していくことは、絶対に重要だと思いますし、議員間の議論も活発にすることが重要だと思います。その取り組みの初めの段階で、今回の議案第20号に対する修正案提出は、宮崎県議会のあり方にもかかわる本当に残念な修正案と言わざるを得ません。今回、提出された議案第20号に対する修正案は、第3章、今後10年間を通じて目指す本県教育の姿、2の(2)施策の目標、⑦高度情報化技術革新や国際化などが進展する中で、子供たちに情報通信技術を適切に活用する



能力や、この次からの文章ですが、「我が国の伝統と文化を尊重するとともに、異文化を理解し」というところを、国の基本法どおりに、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し」とするものです。また、施策の目標、2、生きる基盤をはぐくむ教育の推進の施策7、②国際化に対応した教育の推進を、先ほどの文章と同じく修正するものです。この修正部分につきまして、平成15年3月策定の「みやぎきの教育創造プラン」には、今回上程された議案第20号と同じ文章が書かれていることは言うまでもありません。つまり、これまでの10年近く、学校で、地域で、このプランに基づいて実行されてきたということです。この宮崎県で生活し、この郷土宮崎県を愛する心でつくり上げられ、計画を県民が納得して実行していくことこそが大事であり、宮崎県民が参加してつくり上げたものよりも、国の基本法の文章をそっくりそのままに修正すればよいという感覚は、全く啞然とするばかりです。子供を初めとして理解しやすい文章であるということは大切です。委員会の質疑においても、明確な修正理由は述べられず、議員のこだわり、その上に修正することを主張する宮崎県教育振興基本計画の素案については見ていない、読んでいないと発言するに至っては啞然とせざるを得ません。第二次宮崎県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本計画として位置づけられています。今回上程されています議案は、これまでの宮崎県教育振興計画、宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン、宮崎県スポーツ振興計画の4つの基本計画を統合して、第

二次宮崎県教育振興計画として策定するものです。

この計画は、平成23年7月から平成32年度までの10年間の計画とし、必要に応じ見直しを行うとしています。この議場内の宮崎県議会議員初め執行部の皆様は御存じのこととは思いますが、確認のため申し上げます、宮崎県教育基本方針は次のように決められています。

「本県の教育は、あらゆる教育の場を通じ、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として、「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」をそなえ、郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれ、新たな時代を切り拓いていく気概を持ち、心身ともに調和のとれた人間の育成をめざします」となっています。御存じのとおり、この宮崎県教育基本方針の具現化を図るために、これまでも教育振興計画を策定してきました。平成15年3月策定、宮崎県の教育創造プラン、平成15年4月策定、宮崎県スポーツ振興基本計画、平成20年3月策定、宮崎県生涯学習振興ビジョン、平成18年10月策定、宮崎の就学前教育すくすくプラン、これらのプランは、県民意識・ニーズ調査、宮崎の教育創造懇話会、市町村教育委員会、宮崎県校長会、宮崎県県立学校校長会、PTA、各関係団体など、多くの方がかわり、素案化され、そして県議会の審議を経て可決し、策定されています。今回の策定の第二次宮崎県教育振興基本計画は、平成22年1月、県民を対象とした宮崎の教育に関する調査を実施・分析し、同じく4月、基本計画庁内策定委員会を設置して具体的素案作成作業に入りました。この間、県民から意見を聴取し、基本計画策定懇話会を計4回開催し、高校生、青年団関係者、企業等を対象として教育ミーティングが計3回開催をされてい

ます。12月には、11月定例県議会へ進捗状況が報告され、本年3月、2月定例県議会において、素案説明がされました。議員の皆様は御承知のとおり、議員に対しては、いつものように、委員会開催日前に素案が委員会所属各議員に配付をされ、委員会審議にそごがないよう、また、議員が熟読でき、十分な発言可能なように熟読期間が確保されています。ちなみに、今回の修正案提出者は、この段階でも委員会に所属されており、委員会において、教育振興基本計画素案に対して教育委員会に質疑をされています。その結果、議事録によれば、基本法をもとにつくられたということで、「了解いたしました」と了承することを明確に発言しています。くどいようですが、記録されているように、委員会審議の中で見事に了承されています。この議案上程までには、パブリックコメントが実施され、5月定例教育委員会での計画案の説明があり、同じく5月、常任委員会での計画案の説明が行われました。これもまた、選挙後の委員会の構成メンバーが決定すると、即委員会メンバー議員の自宅に素案が送付され、その上に議員控室において、一人一人の議員への説明が丁寧に行われました。計画素案について知らないなどとは言えないのです。また、読んでいなければ、議員の怠慢です。新メンバーによる委員会においての振興計画素案の説明がなされましたが、原案修正提出者のどなたからも修正についての意見は出されませんでした。

このような経緯を経て、6月定例県議会への計画・議案上程となったのです。

るる申し上げましたが、それぞれの立場にある県民が参加して作成されたものに対して、安易に修正しようとする事について、議会において毎年開催されている常任委員会の審議に継

続性はないのか、上げれば切りがないほど、まことに疑問を持ちます。議会として湧き上がるような中身についての議論をするのではなく、単に議員のこだわりで修正すると主張し続け、教育振興基本計画については見ていない、読んでいないというレベルでは、これからの子供たちに対しても、修正理由の説明もできず、余りにも恥ずかしく、議員の数を振りかざして強硬な議会運営をしようとする姿勢のみが目につきます。この宮崎県で、子供を育て、この郷土を愛して生活していこうとする県民が作り上げた教育振興基本計画を国の教育基本法の文章そのままに修正する愚行は、決してあってはならないと主張いたします。この修正案を提出された議員、また賛同された議員各位に、猛省を促し、反対討論といたします。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕 議案第20号の修正案に賛成の立場から、自由民主党を代表して討論いたします。

今回提案をされております「第二次宮崎県教育振興基本計画」の策定の趣旨には、「社会の変化が激しい時代だからこそ、「絆」を大切にしながら、人としての在り方、生き方の基となる豊かな情操や寛容の心、道徳心や公共の精神といった「心の豊かさ」とともに、自らの資質や能力を磨き、夢や目標を持って、その実現に向けて挑戦し続ける「たくましさ」が重要となる」と記述されております。

教育基本法には、「我が国と郷土を愛する」ことが規定されておりますが、私は、このことが人や家族を愛することにつながり、そこからまさに人と人のきずなが生まれてくるものであると考えておりますので、これを否定することは家族やきずなを否定することと同じであると

思っております。

連日のように報道されております児童虐待や家族間での犯罪、目に余るような凶悪事件の発生、平成18年に教育基本法が改正された背景には、こうした現在の家庭の崩壊や犯罪の増加によって、日本の社会全体がすさんでいることにかんがみ、我が国の「和を重んじる伝統と文化の尊重」をもう一度見直すべきであるという考え方があったことを、いま一度思い起こしていただきたいと思っております。

今回提案のありました教育基本計画自体は、実によくできたすばらしい内容であると考えておりますが、修正を求めている部分につきましては、執行部から繰り返し説明があったその思いに理解はしつつも、だれが読んでもすぐにそのことがわかるような表現を入れ込んだほうがよいと考え、文言の修正を御提案しているところであります。

我が国と郷土を愛する心を、健全な形で、そして自然な結果として子供たちが身につけられる、そのような教育にぜひ努めていただきたいと考えております。

なお、九州各県におきましても、教育基本法が改正されて以降、これまでに熊本県、鹿児島県、長崎県、沖縄県の4県で、教育振興基本計画の改訂がなされておりますが、4県それぞれの計画の中の関係する部分を朗読させていただきますと、熊本県では「我が国やふるさとを愛し」、鹿児島県では「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養い」、長崎県では「我が国に対する理解と愛情を深めるため」、沖縄県では「我が国と郷土を愛するとともに」と、そういう文言が記載されておりますことを申し添えておきます。

議員各位におかれましては、以上申し上げて

まいりました趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げ、賛成討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕 議案第20号「宮崎の就学前教育すくすくプラン、宮崎の教育創造プラン、宮崎県生涯学習振興ビジョン及び宮崎県スポーツ振興基本計画の変更についての修正案」に反対する立場から討論を行います。

先ほどからの委員長報告あるいは質疑で明らかになりましたように、この修正案が出されるに至る経過に大いなる疑問を持たざるを得ません。

この計画の策定に当たっては、先ほどの井上議員の討論の中にもありましたが、平成22年1月に県民の意識調査、「宮崎の教育に関する調査」の実施と分析が行われています。同年4月には、第二次宮崎県教育振興基本計画庁内策定委員会が設置をされ、県民からの意見聴取として計画策定懇話会を4回、教育ミーティングとして3回、6月に高校生、7月には企業・社会教育関係者、9月には青年団体関係者を対象にそれぞれ開かれております。

このように、時間をかけて計画策定にかかわり、県議会にも十分な議論の保障をするために、昨年11月議会で計画の進捗状況の説明がなされ、ことしの2月議会においては、計画の素案を全議員に配付し、所管委員会において説明されています。

そこで、常任委員会の会議録を確認いたしましたが、昨年11月議会において、修正案提案者は、「教育基本法が2～3年前に改正された。国を愛するという言葉もあつたり、国及び郷土、ふるさとを愛するというのがある。基本計画ではどのようにうたっていくのか」と質疑を

されています。その質疑に対し、教育委員会から、「国の教育振興基本計画を参酌して策定をする。国の教育基本法が目指す人の姿というものをも十分踏まえながら、本県の県民像も設定した」と答弁されています。

その答弁に対し修正案提案者は、「基本法をもとにつくられたということで理解いたしました」と納得されています。修正案にある文言について賛否の議論はなかったのであります。だから、突如として6月議会で修正の動議が出された行為が不可解でなりません。昨年11月、そしてことしの2月、5月に開かれた常任委員会では、計画案の内容に反対する質疑もありませんでした。本会議での質問にも取り上げられた経緯はありません。突如として出された修正案は、県議会を初め、懇話会や教育ミーティング、パブリックコメント等、これまで積み上げられてきた県民の声、議論を否定するもので、今回の修正案には、ただただ信じられない驚きでいっぱいあります。丁寧かつ慎重な議論を保障するために、半年前から県議会へ説明されてきた執行部に対して甚だ失礼であり、今回の修正案の提出は、執行部と議会の信頼関係を崩す行為と言わざるを得ません。また、この最終段階の時期になって、修正案を出されることは、議会及び我々議員の能力、チェック機能を問われかねないものであります。ましてや修正案の文言を見たとき、原案にその趣旨は十分うたってあると理解されます。

国の教育基本法第1章第2条第5号にある「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」という文章を、原案に相違することになぜ固執されているのかよくわかりませんが、

この文言の趣旨は、原案にしっかり生かされています。例えば、計画原案の第3章に「今後10年間を通じて目指す本県教育の姿」とあり、第4章、施策の目標Ⅲの施策1に、「ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む教育の推進」とあります。この中に、「学校や地域において、ふるさとを知り、ふるさとにふれ、ふるさとのかかわりを深める中で、ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む教育を推進します。」とあります。だれが読んでもわかる表現がここにあるじゃありませんか。このように、より具体的にわかりやすく表現されていると私は思います。全体としてよくまとめられて、わかりやすく構成されていると評価いたします。よって、この修正案は、これまでの議論の経過を無視したもので、内容は原案の趣旨と違いがなく、修正案に反対するものであります。

結びに、今回提案されています第二次宮崎県教育振興基本計画は、あくまでも本県教育の基本となるものでございます。宮崎の教育の方向性を示すものであり、事細かな文言にとらわれるべきではないと思います。幾らよいものをつくっても、広く県民に伝えられなければ意味がありません。また、すべてにおいて、全国上位を達成できるものでもありません。いわゆる横並びではない、画一的な教育になることなく、個人が尊重され、個人の能力が伸ばされていく教育を目指していくべきだと思います。現実をしっかりと受けとめ、宮崎ならではの教育の推進に期待を申し上げ、修正案反対の討論といたします。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕 郷中の会の有岡でございます。議案第20号に対する修正案に反対の立場で討論をいたします。

第二次宮崎県教育振興基本計画策定に当たっては、児童生徒や保護者、地域住民や一般県民などを対象として、宮崎の教育に関する調査を実施し、第二次宮崎県教育振興基本計画策定懇話会を開催するほか、教育ミーティングやパブリックコメントを行っています。

今回、一部修正案の内容は、平成18年12月22日公布されました教育基本法の第2条第5号の文中、「我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し」という文言をそのまま導入した修正案となっておりますが、これまで議論を重ねて提案された最終案は、教育基本法をもとに、「我が国の伝統と文化を尊重するとともに、異文化を理解し」とわかりやすく、宮崎県の教育の現場に合った文章となっております。

また、国際交流の経験の中から申し上げますと、私は、子育ての中で、子供たちが姉妹都市交流事業を通して海外の友達と仲よくなり、ホームステイの受け入れを通して日本の文化を理解してもらえる交流を行ってまいりました。その経験からも、修正前の原案「異文化を理解し、尊重する」という原文が適切であると考えます。宮崎県として、修正案で言う「他国を尊重し」という表現は、就学前から生涯教育という幅広い教育現場では理解しにくいと感じております。

さらに大切なことは、第二次宮崎県教育振興基本計画をつくるのが目的ではなく、今後10年間に見出す本県教育の姿とその実現のために取り組むべき施策を総合的・体系的に示し、その着実な実施を図るために基本計画がつくられるわけであります。教育振興基本計画の施策目標の2、生きる基盤をはぐくむ教育の推進、⑦情報通信技術（ICT）を適切に活用する能力とありますが、これは情報リテラシーという情

報活用能力、情報を使いこなす力を示すわけで、情報を効果的に、そして効率的に精査し、使うことができる能力をはぐくむことが求められております。社会の変化に対応できる教育の推進において、情報リテラシー能力の向上が必要であります。整理しますと、それは媒体を問わず、あらゆる情報に対して、情報ニーズを認識する能力、情報管理能力、情報に基づいて新たな理解を生み出す能力、情報の背景にある問題を認識する能力であります。議会において、今回の基本計画に対し修正案が提出されたことは、果たして情報リテラシー能力が発揮されたのか疑問であります。

そこで、教育の現場から見たときに、私は、子育て世代の議員として、PTAに携わる立場から、多くの方々が審議され、現場の声を反映した原案をしっかりと現場で実施していただくためにも、議案第20号は原案が適切と考えます。よって、今回の一部修正案に対して反対の立場を重ねて表明し、討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第1号から第14号まで、第18号、第19号及び第21号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号から第14号まで、第18号、第19号及び第21号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決され

ました。

---

◎ 議案第15号、第16号及び報告第1号  
採決

○外山三博議長 次に、議案第15号、第16号及び報告第1号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

---

◎ 議案第17号採決

○外山三博議長 次に、議案第17号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第20号に対する修正案採決

○外山三博議長 次に、議案第20号に対する修正案についてお諮りいたします。

本修正案に賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

◎ 修正議決した部分を除く原案採決

○外山三博議長 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についてお諮りいたします。

修正部分を除く分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く分は原案のとおり可決されました。

---

◎ 請願第1号、第2号及び第5号採決

○外山三博議長 次に、請願第1号、第2号及び第5号について、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各請願は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

◎ 請願第4号採決

○外山三博議長 次に、請願第4号についてお諮りいたします。

[退席する者あり]

○外山三博議長 本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとお

り、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第3号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

### ◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

平成23年6月29日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 押川修一郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第2号

震災からの復旧・復興に向けた補正予算の

早期編成を求める意見書

議員発議案第3号

当面の電力需給対策及びエネルギー政策の見直しに関する意見書

議員発議案第4号

必要な公共事業の着実な推進を求める意見書

議員発議案第5号

九州中央自動車道の早期整備を求める意見書

議員発議案第6号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第7号

公立学校等公共施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

---

平成23年6月29日

宮崎県議会議長 外山 三博殿

提出者 総務政策常任委員長 山下 博三

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第8号

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

---

平成23年6月29日

宮崎県議会議長 外山 三博殿

提出者 宮崎県議会議員 西村 賢

田口 雄二

井上紀代子

徳重 忠夫

渡辺 創

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第9号

延岡南道路無料化継続を求める意見書

---

平成23年6月29日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 宮崎県議会議員 緒嶋 雅晃  
星原 透  
井上紀代子  
外山 衛  
高橋 透  
新見 昌安  
押川修一郎  
黒木 正一

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第10号

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書

---

◎ 議員発議案第2号から第10号まで  
追加上程

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第2号から第10号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

まず、議員発議案第2号から第8号まで及び第10号の各号議案を、一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について反対の立場から討論いたします。

地方自治体が本来果たす役割を全うするためにも、地方財政の充実・強化を図ることは極めて重要であり、国にも当然その責任を果たしてもらわなければなりません。

しかし、同意見書にあります「地方消費税の充実」を求めるということには問題があります。もともと我が党は消費税そのものに反対です。しかし、現行制度のもとで、地方消費税の充実を求めることは、国の税収不足を理由にさらなる増税に道を開くことになりかねません。

消費税の増税は、震災被災地はもとより、疲弊した国民の暮らしをますます厳しいものにします。絶対に避けなければなりません。

したがって、地方財政の充実・強化のために、地方消費税の充実による財源確保は認められないものです。よって、同意見書に賛同することはできない立場を表明して討論といたします。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。



---

◎ 議員発議案第6号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第6号についてお諮りいたします。

本案は原案どおり可決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第2号から第5号まで、  
第7号、第8号及び第10号採決

○外山三博議長 次に、議員発議案第2号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の各号議案を一括お諮りいたします。

各号議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第9号提案理由説明

○外山三博議長 次に、議員発議案第9号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 「延岡南道路無料化継続を求める意見書」の提出者を代表して、提案理由を申し述べさせていただきます。

国道10号の延岡市塩浜町から門川町加草間の5.9キロメートルは、2車線の上、幹線道路がほかになく、車が集中し、朝夕の通勤ラッシュ時は大変渋滞し、その他の時間帯でも終日のろ

のろ運転が続いていました。国道10号の土々呂地区は、JR九州と並行しており、また住宅が道路のそばに密集しており、拡幅や4車線化が極めて困難で、用地買収等の面からも多額の費用が予想されました。よって、延岡市等々のたび重なる陳情要望活動により、有料のバイパス道路として「延岡南道路」が、平成2年2月に全線開通いたしました。全長6.1キロメートル、うち有料区間が3.7キロメートル、設計速度が時速80キロで、渋滞の緩和に大きな期待が寄せられましたが、走行距離に対し250円の料金は割高感があり、効果は発揮できませんでした。その後、延岡市や経済団体等による利用促進の運動が推進され、延岡南道路の交通量は少しずつふえましたが、土々呂地区の渋滞の改善は一向に見られませんでした。そのような状況を打開しようと延岡市や各関係団体が、値下げ並びに無料化の陳情要望を重ねてまいり、この県議会の議場でも、私ももちろんのことですが、県北の議員が何度も県当局に要望してまいりました。

その後、接続する国道10号延岡道路の延岡南一延岡間が平成17年4月に開通、国道218号北方延岡道路が平成20年4月に完成、接続され、そして平成21年1月からETC設置車への対応が可能となり、ETC設置車は割引制度が適用されることとなり、少しずつ車の流れが変わりつつありましたが、抜本的な渋滞解消策にはなり得ませんでした。

そんな中、政権交代により、現政権がマニフェストで掲げた地域経済の活性化を図るための施策の一つ、高速道路の無料化社会実験がスタートしました。平成22年6月28日から全国の高速度道路のうち、37路線の50区間において、県内では延岡南道路と東九州自動車道の清武一西都間が対象となり、劇的な効果があらわれまし

た。延岡南道路においては特にその効果が顕著で、実験前の平日の1日当たりの通行量は平均6,400台から2万5,100台へと、4倍近い伸び率となりました。無料化当初は、延岡南道路が逆に渋滞するほど、余りにも車の流れが変わり、国道10号は約35%の交通量の減少が見られ、土々呂地区の渋滞は見事に解消され、地域住民の生活の向上に大きく寄与しました。道路事情の特に厳しい県北での実験の効果は一目瞭然で、今後も引き続き無料化が継続、拡大されることを市民を挙げて要望してきました。

ところが、3月11日の東日本大震災により、未曾有の被害をもたらされた東北地方を中心に、再生復興の費用確保のため、高速道路の無料化社会実験が6月19日をもって凍結されてしまいました。凍結後は、無料化社会実験前と同じ状況に陥り、延岡南道路の交通量は4分の1に激減し、全国的に見てもワーストに近い減少率です。国道10号や並行する狭隘な県道にましても車が集中し、以前の土々呂地区の劣悪な道路事情に戻ってしまいました。特にやりきれないのは、無料化社会実験とは全く関係なく、直轄方式で建設され、県が1割の建設費を負担していただいたことにより、今後も無料化が継続される国道10号延岡道路や国道218号北方延岡道路を利用してきた車が、延岡南道路の手前のインターチェンジで一般道におり、渋滞をさらに悪化させることです。

公共交通機関の利便性が低く、自動車に頼らざるを得ない本県にとって、道路は住民にとって生活を支え、命の基盤となる重要な社会資本です。高速道路無料化による社会実験等により、本県の高速道路、とりわけ建設以来20年もの間、地元住民の悲願であった延岡南道路においては、交通量が大幅に増加するなど、全国の

実験区間の中でもその効果は上位に位置しており、物流や人の交流、観光振興等々に大きく貢献してくれました。

また、昨年の8月、全国の103の重要港湾の中から、今年度から集中的な整備をする43の重点港湾に細島港が指定され、港の持つポテンシャルが向上し、工都延岡市を結ぶ産業道路としての役割や利便性の向上等々、期待も大きく膨らんでいたところです。

県北地区における延岡南道路の無料化は、長年にわたる地元の悲願でもあり、今回の凍結は、人の流れや物流に大きな支障を生じ、地域住民の生活にも大きな影響が既に出ています。また、企業立地や雇用などの地域経済の影響も懸念されます。

よって、国においては、延岡南道路の無料化継続について、特段の措置を講じていただきたく、強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出したく提案申し上げます。県民の声を国へとつなげていくことは、政党や会派を超えて行わなければなりません。ぜひとも各議員の御賛同を、特に県北の議員の皆様、県北の浮揚がかかっていると言っても過言ではありません。よろしく願いいたしまして、提案理由といたします。(拍手) [降壇]

**○外山三博議長** 提出者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑及び委員会の付託を省略して、直ちに審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○外山三博議長** 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 議員発議案第9号「延岡南道路無料化継続を求める意見書」の提出に反対する立場から討論いたします。

今申しましたように、この意見書の内容についての反対ではなく、提出について反対するものです。延岡市選出である私が、その手続をめぐり、反対の立場でこの場に立たざるを得ないことは非常に残念な思いではありますが、お互いの会派の発展のためにも、問題点は訴え、また議会の活性化のためにも、意見は述べさせていただきます。

我々社民党県議団は、意見書というものは全会一致したものを提出すべきであり、全会一致なきものは提出を見合わせるべきとの主張をこれまで行ってきました。意見書というものは、県民の共通一致する切なる要望・願いなるものを表現すべきであり、多数決というものにはなじまないと考えるからです。

このため、歴史上評価の分かれる内容や、政治的スタンスで疑義のある内容は極力提出を避けてきました。事実、過去の宮崎県議会では、ちょうど12年前になりますが、平成11年6月に提出された、「従軍慰安婦・強制連行」の教科書からの削除を求める意見書、正式には「中学校社会科歴史教科書正常化に関する意見書」や、平成16年6月に提出された「教育基本法の早期改正をめぐり意見書」など、全会一致が見られず提出されたため、その賛否の討論・質疑は深夜に及んだものもあり、多くのしこりを残

したものもあると聞いています。

特に意見書というものは、採択されてしまえば、多様な立場にある現在39名の議員の総意として、その意思が宮崎県議会としての冠が冠せられるわけであります。そうであればなおさらのこと、その意見書の全会一致を得ることは、議員一人一人にとっても極めて大事なことであります。

そもそも意見書とは、地方自治法99条2項に述べられているとおり、「議会は普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を関係行政庁に提出できる」とあります。意見書の内容はひとえに公益に関することであります。これまでの宮崎県議会の歴史を振り返ってみると、公益に関する県民の願いを表現する意見書が幾つも採択されています。最近では、「高病原性鳥インフルエンザ対策を求める意見書」「医師臨床研修制度の見直しに関する意見書」「公共投資の積極的な推進による景気対策を求める意見書」、さらに、口蹄疫からの復興と法整備を願う「口蹄疫からの復興支援対策等を求める意見書」が出されています。また、今議会でも、これまでなかなか受け入れてもらえなかった原発に対する我々社民党の主張や考え方が、自民党の皆さんの意見書の一部に反映され、全会派の合意が得られましたことは、大変意義のあることであると考えています。まさに各会派が県民の意向を酌み取り、相持ち寄り協議し、県民全体の願いとして表現したものと思います。

今回提出された「延岡南道路無料化継続を求める意見書」の意味するところは、地域交通の渋滞の緩和、物流上、防災上、地域経済の活性化、安全のためにも、公益上、多大な効果があるとの判断もあり、我が会派は、初めからこの意見書に対して賛意を表してきましたが、残念

ながら、国家財政の問題またはばらまき論争などがあったのでしょうか、他会派の同意が得られず、全会一致とはなりませんでした。この意見書の意味する公益性について、ぜひ理解いただきたいとは願うものの、全会一致を見ない意見書を何でもかんでも出してよいという前例をつくることになりはしないかと危惧するものがあります。そして、それを多数決にまで付すことには、意見書の性格上、大変問題があると思います。

よって、内容の問題ではなく、全会一致を見ない今回の意見書の提出という手続を問題として反対をいたします。

以上で反対討論を終わります。(拍手) [降壇]

[退席する者あり]

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議員発議案第 9 号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

議員発議案第 9 号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立少数。よって、本案は否決されました。

---

◎ 閉 会

○外山三博議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成23年 6 月定例県議会を閉会いたします。

午後 0 時30分閉会